

伊勢市人権尊重都市宣言

すべて国民は、日本国憲法のもと、基本的人権が保障され自由で平等な社会の実現を願っています。

しかしながら、現実の社会生活においては、今なお人権が侵害される事象が見受けられます。

今こそ、市民一人ひとりが人権尊重の精神に徹し、より豊かな人権感覚を身につけることが大切です。

よって私たちは、自らの人権意識を高め、すべての人々の人権が守られる心豊かで明るく住みよい地域社会を築くため、ここに「人権尊重都市」を宣言します。

平成18年7月11日 伊勢市



伊勢市人権政策課

伊勢市岩淵1丁目7-29
TEL 0596-21-5546

みんなの

人権

ハンドブック

No.13

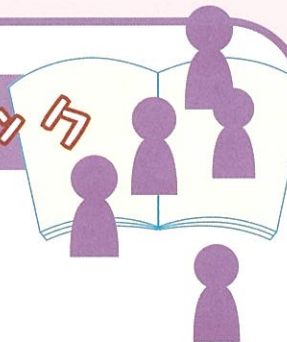
バリアフリーとユニバーサルデザイン



伊勢市・伊勢市教育委員会・伊勢市人権施策推進協議会



暮らしやすい社会の実現を目指して



ノーマライゼーションとは、障がいのある人と障がいのない人が共生し、障がいのある人が人として当たり前を送ることができる社会こそがノーマルであるとする考えです。

この理念の実現には、障がいを特別視することなく、すべての人に利用しやすいまちづくりやものづくりを進めることが重要です。

私たちの身の回りには、障がいのある人にとって、さまざまな障壁(バリア)がありますが、この障壁は、ノーマライゼーションの実現を妨げる大きな要因となります。

平成18年12月、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」(バリアフリー新法)が施行され、駅、道路、建物などのバリアフリー化、心のバリアフリーが進められています。



障がいのある人を対象とした特別の取り組みという形ではなく、はじめからすべての人を対象として、すべての人が生活・活動しやすい環境づくりを行うことも重要です。

現在、このようなユニバーサルデザインの考え方に基づく、さまざまな取り組みも進められています。

ユニバーサルデザインのまちは、障がいのある人や高齢者ばかりでなく、妊娠をしている人、子育て中の人など、すべての人にやさしいまちです。



■ユニバーサルデザイン

年齢や障がいのあるなしなどを問わず、当初からできるだけ多くの人利用可能できるようにデザインすること。7つの原則があります。

- ①公平性：だれでも使用でき入手可能であること
- ②自由度：柔軟に使用できること
- ③単純性：使い方が容易にわかること
- ④わかりやすさ：使い手に必要な情報が容易にわかること
- ⑤安全性：まちがえても重大な結果にならないこと
- ⑥省体力：少ない労力で効率的に、楽に使えること
- ⑦スペースの確保：アプローチし、使用するのに適切な広さがあること



■バリアフリー

障がいのある人にとってのさまざまな障壁(バリア)を取り除き、自立や社会参加をしやすいように整えること。自立や社会参加を阻む要因として4つの障壁があります。



- ①物理上の障壁：障がいのある人が移動する際に、駅、道路、建物などに物理的に存在する障壁のこと
- ②制度上の障壁：障がいを理由に、資格や免許などが取得できない制度等が存在していること
- ③文化・情報上の障壁：読む、聞く、話すなどといった機能に障がいのある人へのサポートがなく、そのままでは情報のやりとりがしにくい状態にあること
- ④意識上の障壁：障がいのある人に対する偏見や無理解・無関心であること

バリアフリーの例

- ・点字ブロック(視覚に障がいのある人たちを誘導します)
- ・階段昇降機(階段というバリアを取り除いてくれます)



バリアフリー化により障がいのある人の社会参加を促進してきた点において大きな成果をあげてきました。しかし、その一方で特別な人への配慮といった理解にとどまっているという現実もあります。

ユニバーサルデザインの例

- ・シャンプー容器のギザギザ(触れることでリンスと区別できます)
- ・使いやすい自動販売機(商品の選択ボタンや取り出し口が、中間部分にまとめられています)
- ・多機能トイレ(障がいのある人ばかりでなく、高齢者、子どもづれ、けがをしている人などにとっても、利用しやすい)



バリアフリーは、当初にあった障壁を取り除くことを意味し、ユニバーサルデザインは、当初からすべての人が使いやすいものを意味しています。

現に存在する障壁を取り除いていくバリアフリーも必要ですが、これからの新たなまちづくりやものづくりには、当初から障壁をつくらないというユニバーサルデザインの考え方で進めることが重要です。

ノーマライゼーションの実現には、バリアフリーの取り組みとユニバーサルデザインの取り組みを、平行して行うことが必要ではないでしょうか。